

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による
総合支援資金（特例）に関するご案内

総合支援資金（特例）

- 貸付上限 2人以上世帯 月額20万円
单身世帯 月額15万円
- 貸付期間 原則3ヶ月以内
- 据置期間 1年以内※
- 返済期限 10年内（120回以内）
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子

※令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により、生計に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

（貸付が出来ない世帯）

- ・生活保護受給中の世帯
- ・他都道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯 等

2. 申込み先 ※令和2年8月1日から申込みは「郵送」のみとなります。

大分市社会福祉協議会（J:COM ホルトホール大分4階）

※居住地の市区町村社協が窓口となるため、大分市に住民票がある方が対象となります。

3. 申請期間

令和2年3月18日～令和3年6月30日

※令和3年6月30日消印有効

4. 郵送に必要な書類等

郵送 申込	必要書類等	説明
①※ ¹	○ 本人確認書類のコピー (身分証明書等)	運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等
②※ ¹	○ 住民票	世帯全員が記載されたもの。单身世帯でも、世帯全員で発行してください。
③	○ 振込先口座の確認書類のコピー	金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳またはキャッシュカード

（裏面に続く）

④	○	借入申込書 借用書 重要事項説明書 収入減少の申立書 口座振替依頼書 状況確認シート	大分市社会福祉協議会ホームページからダウンロードしてください。
---	---	---	---------------------------------

※¹既に、緊急小口資金（特例）を申し込まれた方については、「①本人確認書類」、及び「②住民票」の提出は不要です。

※郵送を行う前に、必ず「郵送前のチェックリスト」にて記入漏れや、添付書類の漏れがないか確認をお願いします。

※申請書類に不備がある場合は、再度のご送付をお願いする等により時間を要することとなりますので、ご留意賜りますようお願いします。

※申請書類はご自分でコピーを取り、保管をいただきますようお願いします。

※下記の書類には、必ず借入申込者ご本人の署名と捺印が必要です。

- ・借入申込書
- ・借用書
- ・重要事項説明書
- ・収入減少の申立書
- ・口座振替依頼書 ※印鑑は通帳届出印を捺印ください。
- ・状況確認シート（署名のみ）

※口座振替依頼書の提出は任意となります。（償還時における引落口座として大分銀行かゆうちょ銀行を希望される場合は提出ください）

※添付書類の住民票がA4用紙以外の場合、A4用紙に張り付けて提出ください。

5. 申込み方法 ※緊急小口資金（特例）と同様です。

「4. 郵送に必要な書類等」の①～④を、以下の送付先に郵送してください。

送付先
〒870-0839
大分市金池南 1-5-1 J:COM ホルトホール大分 4 階
大分市社会福祉協議会 生活支援課 宛

※郵送に用いる封筒及び所定の金額の切手はご自身でご用意ください。
切手代不足の場合、受け取りができかねますのでご確認のうえ、郵送ください。

6. 貸付金の送金について

- ・郵送の受理から交付まで4日間程度（土日祝除く）を要します。

※申請状況によっては、交付までの期間が延びる場合があります。

- ・ご指定の金融機関口座にお振込みいたします。

7. ご返済について

- ・1年間（※）の据え置き期間の後に、口座引落又は銀行振込にて、毎月ご返済頂きます。※令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長

お問合わせ先

大分市社会福祉協議会 ☎097-547-9562

